

グループホーム能羅坊 重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・ 事業所名称 グループホーム 能羅坊
- ・ 開設年月日 平成14年4月1日
- ・ 所在地 栃木県芳賀郡益子町益子25番地
- ・ 電話番号 0285-70-1155（東棟） 0285-70-1156（西棟）
- ・ ファクシ番号 0285-70-1161
- ・ 介護保険指定番号 0972700413

(2) 事業の目的及び運営の方針

- 1 能羅坊は介護保険法に基づき、認知症を有する利用者が安心してその能力に応じた生活を営めるように、高齢者の特性に配慮した適切な居住空間と介護サービスを提供することを目的とする。
- 2 認知症という病気のために自分の家では暮らし続けることができなくなった認知症老人が、能羅坊にそれぞれ個室をもって、家族と一緒に生活しているような一つの生活共同体をつくることを目標とする。運営方針は能羅坊の名称に示されるように（末尾の注参照）、他者を差別せず自己と平等とみなせる能力に由来する。認知症老人の個性と尊厳を重んじ、本人の意思を尊重して、本人の立場に立って望ましい介護サービスを提供する。

(3) 当グループホームからの解除

当グループホームは、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本規定に基づく入居利用を解除・終了することができます。

- 1 入居者が要介護認定において自立又は要支援1、要支援2と認定された場合
- 2 入居者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当グループホームでの適切な認知症対応型共同生活介護サービスの提供を超えると判断された場合
- 3 入居者及び扶養者が、本規定に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- 4 利用者が、当グループホーム、当グループホームの職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- 5 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(4) 事業所の職員体制

職種	ユニット	東棟	西棟	職務内容
事業所管理者		1人		事業所の業務統括・執行
介護支援専門員		0人	1人	ケアプラン作成・身体介護
計画作成担当者		1人	0人	ケアプラン作成・身体介護
介護職員		6人	8人	身体介護・家事援助

(5) 入居定員等

定員 1 共同生活住居 9 人 (2 ユニット : 18 人)

居室 全個室

2. サービス内容

- ①ケアプランの作成
- ②身体介護 (食事介助、入浴介助、排泄介助)
- ③家事援助 (買い物、調理、掃除、洗濯)
- ④生活援助 (美美容、散歩、買い物同行、病院受診)
- ⑤機能訓練 (レクレーション、音楽療法)
- ⑥その他

3. 利用料金

(1) 基本料金

①施設使用料 (利用者負担分)

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。

・要介護1	747円
・要介護2	782円
・要介護3	806円
・要介護4	822円
・要介護5	838円

*ただし、入居後30日間に限って、上記料金に30円/日加算されます。

*当施設は職員のうち、勤続年数が3年以上の者が30%以上配置されているため、上記料金に6円/日加算されます。

②家賃 1ヶ月あたり 50,000円

③給食材料費 1日あたり 1,100円

(朝食250円、昼食350円、おやつ100円、夕食400円)

④水道光熱費 1日あたり 500円

(水道料金70円、電気料金330円、ガス・灯油代100円)

⑤消耗品費 1日あたり 100円

(トイレトーパー10円、ハンドソープ10円、
マットクリーニング代10円、ボディークリーム代12円、
浴槽清掃用品9円、台所用品13円、リネン代16円、
レクレーション材料費20円)

⑥その他経費 1ヶ月あたり 5,000円

(ボイラー点検費30円、浄化槽点検費38円、エレベーター点検費38円、
外部メンテナンス費22円、内部メンテナンス費32円)

⑦その他の費用負担

理容代 1回1,500円

オムツ代 実費

当施設物品を破損した場合 実費

(2) 支払方法

- ・毎月15日までに前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、現金書留の2方法があります。
入居契約時にお選び下さい。

4. 記録

- 1 当事業所は、利用者のサービス提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。
- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、身元引受人その他の者に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

5. 身体拘束

当事業所は原則として利用者本人や他の利用者等の生命・身体を保護するためにやむをえない場合を除いて、身体拘束など利用者の行動を制限する行為を行いません。生命身体保護の為に緊急に行う場合には、その方法・時間、利用者の心身の状況とやむをえない理由を記録します。緊急でない場合には、あらかじめ利用者の代理人の承諾を得て行います。

6. 個人情報

当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号については当事

業所は、利用者又は代理人から予め同意を得た上で情報提供を行うこととします。

- 1 介護保険サービス利用のための施設内部での情報交換、市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- 2 学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を利用することを厳守します。

7. 緊急時の対応

事業所は、利用者が急病または外傷により診断、治療が必要となった場合、その他医療が必要な場合は、利用者の主治医または協力医療機関等において速やかに適切な医療が受けられるよう、必要な措置を行うものとする。

・協力医療機関

名称 医療法人 普門院診療所
住所 栃木県芳賀郡益子町益子4469
TEL 0285-72-7122

・協力歯科医療機関

名称 医療法人 桂慈会 菊池歯科医院
住所 栃木県芳賀郡益子町益子984-3
TEL 0285-72-6480

8. 要望又は苦情等について

利用者及び身元引受人は、当事業所の提供する介護保険サービスに対しての要望又は苦情等について、各棟苦情処理担当者に申し出ることができます。要望又は苦情があった場合は、誠意をもって迅速かつ適切な対応を致します。

電話番号	(東棟) 0285-70-1155・(西棟) 0285-70-1156
FAX番号	0285-70-1161
受付時間	日曜日～土曜日 午前 8:30～午後 17:00

※ 担当者が不在の場合は、翌日ご連絡・対応させていただきます。

9. 入居に当たっての留意事項

- ・面会.....午前8時～午後8時の間は面会できます。
- ・外出・外泊.....外出・外泊届を介護スタッフへ提出して下さい。
- ・飲酒.....他の利用者の迷惑にならない範囲で可能です。
- ・喫煙.....集団生活の為室内は原則禁煙です。喫煙場所は建物外になります。
- ・火気の取扱い.....ライター類は持ち込まないようにして下さい。
- ・所持品・備品等の持ち込み.....所持品には必ず名前を記入して下さい。
- ・金銭・貴重品の管理.....貴重品は持ち込まないようにして下さい。

紛失の際は責任を負いかねます。

10. 非常災害対策

- ・ 防災設備 自動火災報知設備、非常灯、誘導灯、消火器
- ・ 防災訓練 年2回

(注)

能羅坊は千二百年前にあった西明寺十二坊の名称の一つです。「羅」字は火の如く利己心を焼き消す智慧、即ち福祉の根拠を指し示しています。

グループホーム能羅坊 入居利用同意書

グループホーム 能羅坊を入居利用するにあたりグループホーム能羅坊重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

平成 年 月 日

<入居者>

住 所

氏 名

印

<代理人>

住 所

氏 名

印

<身元引受人>

住 所

氏 名

印

グループホーム 能羅坊
管理者 様

<請求書・明細書及び領収書の送付先>

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

<緊急時の連絡先>

氏 名	(続柄)
住 所	

電話番号	
------	--